

名古屋大学大学院工学研究科

事務補佐員(部局) (パートタイム勤務職員) の募集について

名古屋大学大学院工学研究科化学システム工学専攻では、下記のとおり事務補佐員(部局) (パートタイム勤務職員) を募集します。

記

1. 勤務場所【雇入れ直後】名古屋大学 大学院工学研究科 (名古屋市千種区不老町)
【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する就業場所
2. 職 名 事務補佐員(部局) (パートタイム勤務職員)
3. 職務内容 【雇入れ直後】研究室庶務業務一般
(経理対応、システムへの入力作業、資料作成及び整理等)
【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する業務
4. 募集人員 1 名
5. 募集条件 学 歴 :
 - 1) 学歴：高校卒業以上
 - 2) 必要な経験等：パソコン操作 (PowerPoint、Word、Excel 等) 及びメール操作ができること
6. 雇用期間 令和 7 年 1 0 月 1 日以降のなるべく早い時期 (応相談) ～令和 8 年 3 月 3 1 日
 - ・ただし、更新基準に基づく評価のうえ、年度ごとに更新する可能性あり。
※業務処理、判断・対応、責任感、勤務態度、協調性、法令規程等の遵守及び法人の予算、業務量等により判断
 - ・最長雇用は令和 9 年 3 月 3 1 日まで。
 - ・最終雇用年齢は 6 5 歳に達した年の 3 月 3 1 日まで
7. 勤務条件
 - 1) 勤務時間 週 1 0 時間程度 曜日・時間は応相談※時間外労働あり (月平均 2 時間)
 - 2) 休憩時間 1 2 時～1 3 時
 - 3) 休 日 土・日曜日, 国民の祝日, 年末年始(1 2 月 2 9 日～1 月 3 日)
 - 4) 加入保険 労災保険 (加入保険は勤務条件による)
 - 5) 有給休暇 年次有給休暇, 夏季休暇
 - 6) 給 与 時間給 1, 3 2 0 円
 - 7) 通勤手当 支給 (支給要件あり)
 - 8) 受動喫煙措置 原則としてキャンパス内は喫煙禁止

8. 選考方法 書類選考の上，後日面接を実施し，採否を決定します。

9. 提出書類

履歴書（様式自由。氏名自署・写真貼付のこと。）をメールまたは郵送でご提出願います。
メールの場合には、題目を、「事務補佐員応募書類提出」と記述して書類一式を PDF 等で提出してください。

提出先：〒464－8603

名古屋市千種区不老町 名古屋大学大学院工学研究科化学システム工学専攻

担当：上野智永 TEL （052）789－5163

E-mail：ueno.tomonaga@material.nagoya-u.ac.jp

場所 名古屋大学工学部5号館359号室

10. 応募期限 令和7年10月27日（月）必着

※10月3日以降順次選考し、採用者が決定した時点で終了します。

11. 募 集 者 国立大学法人東海国立大学機構

12. その他

- 1) 面接のための交通費は自己負担とします。
- 2) 提出いただいた書類は本選考のためだけに使用し，それ以外には使用しません。
- 3) 応募書類は返却しませんので，あらかじめご了承ください。 以上

2021 年 11 月「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。

これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。

類型該当性の自己申告書

名古屋大学に教職員として応募する方、学生として出願する方には「外国為替及び外国貿易法」に基づく「みなし輸出」における管理対象であるかどうかの自己申告をお願いさせていただきます。

ご自身の立場について別紙フローチャートを参照いただき、該当の項目にチェックを入れて応募および出願の書類と一緒にご提出ください。

部局

氏名

☐ 類型①に該当 ☐ 類型②に該当 ☐ 類型③に該当 ☐ いずれにも該当しない

類型①～③に該当する方は下記にその根拠を記載し、エビデンスを提出してください

該当性の根拠

例：〇〇機関に雇用されている、〇〇から資金提供・奨学金を取得している、もしくは予定
()

エビデンス資料

例：海外機関の雇用証明書(雇用通知書・契約書)、海外機関からの資金提供通知書(個人)、奨学金の受給通知もしくは申請書など
()

※類型該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理事務局

E-mail : anzen@aip.nagoya-u.ac.jp TEL : 052-747-6702

類型該当性判断のフローチャート

類型①

外国法人等(外国大学を含む。)か外国政府等と雇用契約(契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの)又は取締役としての委任契約を締結しているか？	No ☐
Yes ☐	
本誓約書の提出先と契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか？	Yes ☐
No ☐	
本誓約書の提出先と、あなたが契約を結んでいる外国法人等はグループ企業の関係にあるか？(通常、大学等では該当しません。)	Yes ☐
No ☐	
類型①に該当する。	類型①に該当しない。

類型②

外国政府等から、多額の金銭その他の重大な利益を得ている、又は、得ることを約束しているか？	No ☐
Yes ☐	
その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち25%以上を占めているか？	No ☐
Yes ☐	
類型②に該当する。	類型②に該当しない。

類型③

上記の他、日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けているか	No ☐
Yes ☐	
類型③に該当する。	類型③に該当しない。